

児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付事業
貸付制度の手引き

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会

問合せ先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

福祉資金部

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-3

千葉県社会福祉センター2F

TEL.043-244-2945 FAX.043-245-9338

1 児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付制度について

この制度は進学や就職により児童養護施設等（注1）を退所した方や里親等（注2）の委託を解除した方または、施設入所中や里親委託中の方が安定した生活基盤を築けるよう家賃相当額の貸付けや生活費の貸付け、資格取得のための費用を貸し付けることで、円滑な自立を支援することを目的としています。

就職した日から一定期間就業を継続することで、返還債務の全部又は一部が免除される場合があります。

（注1）「児童養護施設等」とは児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、情緒障害児短期治療施設とする。

（注2）「里親等」とは里親、ファミリーホームとする。

（1）実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

（2）資金種類

児童養護施設退所児童等自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）の資金種類は次のとおりです。

①生活支援資金 月額50,000円以内
大学等に在学する期間の生活支援費用の貸付け

②家賃支援資金 37,200～46,000円以内
1ヶ月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費含む）P. 13参照
※住所地によって上限が異なり、千葉県内では37,200～46,000円以内

③資格取得支援資金 250,000円以内
資格取得に要する費用の実費分の貸付け

（3）貸付対象者

貸付対象者は以下のとおりです。

①生活支援資金

次の要件をすべて満たした方

- a 学校教育法に規定する大学、高等専門学校及び専修学校等（以下「大学等」という。）に在学する方（以下「進学者」という。）
- b 進学を機に千葉県内の児童養護施設等を退所した方、または里親等もしくはファミリーホーム（以下「里親等」という。）の委託を解除された方
児童福祉法第31条に基づく措置延長がなされていたため、大学等に在学中に児童福祉施設等を退所または里親等への委託が解除された方を含む
- c 保護者等から必要な経済的支援が見込まれない方

②家賃支援資金

次のいずれかの条件を満たした方

a 進学者

b 次の要件を満たす方

イ 就職を機に千葉県内の児童養護施設等を退所または里親等へ委託を解除された方のほか、千葉県内の児童養護施設等に入所中または里親等へ委託中に就職し、就業を継続している間に児童養護施設等を退所または里親等への委託解除となった方（以下「就職者」という。）

ロ 1週間の所定労働時間が20時間以上の方

ハ 保護者等から経済的支援が見込まれない方

③資格取得支援資金

次のいずれかの条件を満たし、就職に必要となる資格の取得を希望する方

a 千葉県内の児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中の方

b 千葉県内の児童養護施設等を退所又は里親等へ委託解除後4年以内の方で、大学等に在学している方

(4) 貸付期間

①生活支援資金

大学等に在学する期間

②家賃支援資金

進学者は大学等に在学する期間（原則として正規の修学期間）

就職者は施設退所又は、委託解除後から2年を限度として就労している期間

(5) 貸付利子

無利子。ただし、返還となった場合に返還期限を過ぎると年5.0%の延滞利子を徴収します。

(6) 連帯保証人

原則として1名必要です。

ただし、やむを得ない理由により、連帯保証人を立てられない場合でも貸付けは可能です。

2 申請手続き等について

(1) 申請に必要な書類は次のとおりです。

児童養護施設等を退所または入所中の方は、児童養護施設等に、里親等を委託解除、または委託中の方は所管の児童相談所にお申し込みください。

【共通】

- ①貸付申請書（第1号様式）
- ②貸付申込書に関する意見書（第2号様式）
- ③住民票抄本（借受人・連帯保証人）
- ④本人確認書類（借受人・連帯保証人）
- ⑤連帯保証人の収入を証明する書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等）

【生活支援資金を申請する場合】

- ①大学等に在学していることを証明する書類（在学証明書等）

【家賃支援資金を申請する場合】

- ①家賃支援資金所要額計算書（別紙1）
- ②家賃額のわかる書類（賃貸契約書の写し等）
- ③進学者は大学等に在学していることを証明する書類（在学証明書等）
進学予定者は入学通知書等
- ④就職者は在職証明書。就職予定者は内定通知書等

【資格取得支援資金を申請する場合】

- ①資格取得支援資金所要額計算書（別紙2）
- ②取得希望の資格取得に係る経費が確認できる書類

(2) 貸付けの決定

提出された書類を審査し貸付けの可否を決定いたします。

貸付決定の場合は県社協会長と借受人の間で貸付けに係る契約を締結いたします。

(3) 貸付金の交付

①生活支援資金及び家賃支援資金の交付は年2回です。（前期・後期分として各6ヶ月分を交付）

②資格取得支援資金は一括で交付いたします。

(4) 貸付金交付の保留

借受人が正当な理由なく必要な書類の提出をしない等の場合には、貸付金の交付を一時保留することがあります。

(5) 貸付金交付の停止

借受人が大学等を休学又は停学の処分を受けたときは、原則として次回以降の貸付金の交付を停止します。

(6) 貸付契約の解除

次のいずれかに該当する場合に資金の貸付契約を解除します。

- ①進学者が大学等を退学したとき
- ②就職者が就職先を離職したとき
- ③死亡したとき
- ④借受人から貸付金交付期間中に契約の解除の申し出があったとき

(7) 資金の返還

借受人は次のいずれかに該当した場合に、当該事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間内に、会長が定める金額を一括または月賦・半年賦・年賦により、県社協が指定した金融機関口座に入金していただきます。

- ①貸付契約を解除されたとき
- ②進学者又は資格取得支援資金を借り受けた方が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき
- ③資格取得支援資金の貸付けを受けた方が資格を取得する見込みがなくなったと認められるとき
- ④業務外の事由で死亡し、又は心身の故障で業務に従事できなかったとき

(8) 返還の猶予

次に該当する場合は当該事由が継続する期間、貸付金の返還を猶予することができます。

- ①就業しているとき
- ②貸付契約を解除された後も引き続き大学等に在学しているとき
- ③大学等に在学しているとき
- ④児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき
- ⑤災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(9) 返還の免除

次に該当する場合は、貸付金の返還を免除することができます。

- ①進学者
大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき
- ②就職者
就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき
- ③資格取得支援資金を借り受けた方
就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき

(大学等へ進学した後に資格取得支援資金の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間引き続き就業を継続したとき)

(10) 貸付中の提出書類

①生活支援資金や家賃支援資金を借り受けている進学者、大学等に在学中の資格取得支援資金借受人は大学等を進級した場合に、毎年4月中に在学証明書を提出していただきます。

②家賃支援資金を借り受けている就職者

貸付期間中の毎年4月1日現在の就業状況を記した現況報告書を毎年4月中に提出していただきます。

※提出がされない場合は送金が保留となります。

(11) 届出義務について

借受人又は連帯保証人は、次に掲げる事情が発生した場合には必要な書類を県社協会長に提出してください。

①借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先等重要な事項に変更があったとき

②借受人が大学等を進級、休学、停学、留年、復学、退学、卒業したとき

③借受人が自立支援資金の借受けを辞退するとき

④借受人が就職又は離職したとき

⑤借受人が就業に堪えられない心身の故障が生じたとき

⑥大学等を卒業したときから1年以内に就職しなかったとき

⑦借受人又は連帯保証人が死亡したとき

⑧貸付けの対象となった資格を取得する見込みがなくなったとき

(12) 貸付申込書記入上の注意点

①訂正がある場合には、修正テープ等を使用せず、訂正箇所を二重線で引いて訂正印を押してください。

②申込書を消せるボールペンで記入しないでください。

※申込書に記入漏れや書類の不備がある場合には、貸付けの可否を判断することができず、審査保留となりますので提出前によく確認をしてください。

3 貸付申請から資金交付までの流れ

生活支援資金・家賃支援資金・資格取得支援資金共通

貸付申請

- (1) 児童養護施設等を退所した方、または入所中の方は申請書類を児童養護施設等に提出。里親等の委託を解除された方、または委託中の方は申請書類を所管する児童相談所に提出。
- (2) 児童養護施設等または児童相談所にて申請書類を取りまとめ、県社協へ送付。



審査及び貸付決定

- (1) 県社協が貸付けの可否を決定。
- (2) 貸付けの可否を児童養護施設等や児童相談所を經由して申請者に通知。
 - ①貸付決定の場合：貸付決定通知書・借用証書（第3号様式）送付。
 - ②貸付不承認の場合：貸付不承認通知書送付。



以下は貸付決定の場合

契約

- (1) 児童養護施設等や児童相談所に借用証書を送付。
- (2) 貸付決定者は以下の書類を児童養護施設等や児童相談所を經由し県社協に提出。
 - ①借用証書（第3号様式）
 - ②印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人、法定代理人）
 - ③振込口座の情報がわかるものの写し



資金の交付

- (1) 借用証書に記載された口座に貸付金を送金。
生活支援資金及び家賃支援資金は分割交付。
資格取得支援資金は一括交付。

4 貸付中の手続き

借受人が休学、停学、留年、復学、転学、就職、転職、離職した時

- (1) 届出事項変更届（第10号様式）を県社協に提出。



貸付けを辞退する時

- (1) 貸付けを辞退するときは、辞退届（第4号様式）を県社協に提出。
- (2) 県社協から借受人に貸付決定の取り消し通知を送付。



返還

- (1) 自立支援資金をすでに借受けている場合、借受人は県社協に自立支援資金返還届（第6号様式）を提出。
- (2) 県社協は返還決定通知を借受人に送付。借受人は返還計画どおりに返還金を納付。



返還完了

- (1) 貸付金の返還が完了したときには、県社協から借受人に借用証書と印鑑登録証明書を返却。

5 貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

借受人が卒業後や退所後又は委託解除後に就労した場合、返還の猶予をする必要があります。その後5年間引き続き当該業務に従事した場合（資格取得支援資金は引き続き2年間）児童養護施設退所者等自立支援資金の返還を免除することが可能。

返還猶予申請

- (1) 就業後、以下の書類を県社協に提出。
 - ① 自立支援資金返還猶予申請書（第7号様式）
 - ② 業務従事・現況報告書（第8号様式）



返還猶予決定

- (1) 県社協は返還猶予の可否を決定し、借受人に通知。



業務に従事

- (1) 返還猶予期間中は、毎年4月に業務従事・現況報告書（第8号様式）を県社協に提出。（前年度の業務状況を証明するため4月に提出。）
- (2) 返還猶予期間中に一旦退職して、転職した場合には、自立支援資金届出事項変更届（第10号様式）及び業務従事・現況報告書を速やかに県社協に提出。



返還免除申請

- (1) 原則として就業した日から、引き続き5年間（資格取得支援資金は引き続き2年間）当該業務に従事した場合には、貸付けた自立支援資金の返還免除の対と返還免除に係る書類を県社協に提出。
 - ① 自立支援資金返還免除申請書（第5号様式）
 - ② 業務従事・現況報告書（第8号様式）



返還免除決定

- (1) 県社協から返還免除の可否を借受人に通知。
可の場合は借用証書及び印鑑登録証明書を借受人等に返還。

6 貸付金を返還することになった場合の手続き

貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかった場合や、資格取得支援資金の貸付けを受けた者が資格を取得する見込みがなくなった場合など貸付金の全部または一部を返還。

返還の申請

- (1) 借受人は県社協に自立支援資金返還届（第7号様式）を提出。



返還

- (1) 県社協から返還決定通知を借受人に送付。
- (2) 借受人は返還計画どおりに貸付金を返還。



返還完了

- (1) 貸付金の返還が完了したときには、県社協から借受人に借用証書と印鑑登録証明書を返却。

よくある質問

(1) 申請方法について

Q 1 児童養護施設退所者等自立支援資金はどのように申込みますか？

A 退所したまたは、入所中の児童養護施設等又は管轄児童相談所を通じて千葉県社会福祉協議会福祉資金部にお申し込みください。

Q 2 家賃支援資金を申請するにあたり、基準額はどのように確認すればいいですか？

A 千葉県内にお住いの場合には、手引きの家賃支援資金貸付限度額のページをご確認ください。県外の場合はそれぞれ級地が設定されているため、ご不明の場合は千葉県社会福祉協議会にお問い合わせください。

Q 3 措置延長されていて大学や専門学校在学中に延長の期限により措置解除された場合、貸付けは受けられますか？

A 措置解除された時点で大学等に在学中の場合は、卒業までの期間、進学者として貸付けを受けることができます。ただし、措置解除から卒業までの期間がわずかであっても、卒業後に就職者として貸付けを受けることはできません。

Q 4 保護者に支援する意思はあるものの、生活保護を受けているなどして経済的に支援することができない場合「保護者等からの支援が得られない」という条件にあたりますか？

A そういったケースでは保護者等からの支援が得られないと判断できます。

(2) 貸付額について

Q 1 児童養護施設退所者等自立支援資金の資格取得支援資金の貸付金は25万円が上限ですが、限度額で申し込むということですか？

A 貸付額は25万円が上限ですが、資格取得支援資金は資格取得にかかる実費が限度となります。また、自立支援資金は給付でなく貸付けであることをふまえ、施設、児童相談所等や連帯保証人と相談の上、必要額をお申し込みください。
なお申請内容については県社協で精査させていただき、減額決定の場合もあります。

(3) 貸付金の送金について

Q 1 貸付決定になった場合に貸付金はどのような形で送金されますか？

A 貸付決定後に借用証書により契約を交わした後、指定の口座に送金をします。
詳細については千葉県社会福祉協議会福祉資金部までお問い合わせください。

(4) 貸付期間中について

Q 1 大学に進学し、進学者として貸付けを受けていましたが、中退して就職した場合は、そのまま貸付対象となりますか？

A 就職を機に施設退所または里親等委託解除された場合ではないので、貸付対象にはなりません。ただし中退後、就職して5年間働けば貸付金の返還は免除となります。

Q 2 進学者として大学在学中に貸付けを受け、卒業後に改めて就職者として貸付けを受けることは可能ですか？

A 大学等卒業後に就職者として貸付けを受けることはできません。

(5) 返還について

Q 1 返還決定した後に計画どおりに返済しなかった場合は、どのようになりますか？

A 返還期限を過ぎると、残元金に対して5%の延滞利子が発生します。

(6) 業務状況について

Q 1 業務従事届等は毎年提出する必要がありますか？

A 業務従事届は新たに就職した際および毎年3月末日を過ぎてから提出してください。提出が無い場合は、返還となる場合もあります。

家賃支援資金貸付限度額

| | 級地 | 限度額 |
|-------------|-----|---------|
| 千葉県 | 1級地 | 46,000円 |
| | 2級地 | 41,000円 |
| | 3級地 | 37,200円 |
| 指定都市 中核市 | 千葉市 | 41,000円 |
| | 船橋市 | 43,000円 |
| | 柏市 | 41,000円 |

※居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額における単身世帯の額

指定都市及び中核市については級地にかかわらず別途設定

県内市町村の級地区分〈平成28年度〉

| 級地 | 市町村 |
|-------------------|---|
| 1級地-2 (6市) | 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、浦安市 |
| 2級地-1 (9市) | 野田市、佐倉市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市 |
| 3級地-1 (15市1町) | 銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、白井市、匝瑳市、香取市、酒々井町 |
| 3級地-2 (7市16町村) | 上記以外の市町村 |

○家賃支援資金貸付限度額参考

社援発 0414 第9号平成27年4月14日付

生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）

様式一覧

| 様式番号 | 様式名 |
|----------------|---------------------------------|
| 第1号様式 | 児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付申込書 |
| 別紙1 第1号様式関係 | 児童養護施設退所児童等自立支援資金家賃支援資金所要額計算書 |
| 別紙2 第1号様式関係 | 児童養護施設退所児童等自立支援資金資格取得支援資金所要額計算書 |
| 第2号様式 | 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付申込に係る意見書 |
| 第3号様式 | 児童養護施設退所児童等自立支援資金借用証書 |
| 第4号様式 | 児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付辞退申請書 |
| 第5号様式 | 児童養護施設退所児童等自立支援資金返還免除申請書 |
| 第6号様式 | 児童養護施設退所児童等自立支援資金返還届 |
| 第7号様式 | 児童養護施設退所児童等自立支援資金返還猶予申請書 |
| 第8号様式 | 児童養護施設退所児童等自立支援資金業務従事・現況報告書 |
| 第9号様式 | 児童養護施設退所児童等自立支援資金実績報告書 |
| 第10号様式 | 児童養護施設退所児童等自立支援資金届出事項変更届 |
| 第11号様式 | 児童養護施設退所児童等自立支援資金連帯保証人変更届 |
| 第12号様式 | 児童養護施設退所児童等自立支援資金振込口座登録（変更）届出書 |
| 第13号様式 | 児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付変更・休止（再開）申請書 |